

長良川河口堰庁内検討チーム設置要綱

(目的)

第1条 長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書に係る諸課題等に関し、県関係部局で検討を行うため、長良川河口堰庁内検討チーム（以下、「庁内検討チーム」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 庁内検討チームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書に係る諸課題の検討
- (2) その他庁内検討チームの運営に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 庁内検討チームは、地域振興部水資源監及び別表に掲げる関係課の課長をもって構成する。但し、検討を進める上で必要が生じた場合は関係課を追加できるものとする。

(運営)

第4条 庁内検討チームの座長は、地域振興部水資源監をもって充てる。

- 2 会議は、座長が召集する。
- 3 会議の議事に関し、必要な事項は座長が定める。
- 4 検討事項のうち、「愛知県水資源開発調整会議」の審議事項に該当する事項については、庁内検討チームにおける検討結果を、同会議に諮るものとする。
- 5 座長が会議に出席できない場合は、座長の指名した者がその会議において座長の代理を務める。

(作業チーム)

第5条 庁内検討チームにおいて審議する事項をあらかじめ検討するため別表に掲げる関係課班長級で組織する作業チームを設置する。

- 2 作業チームは、検討事項の内容に応じ、別表に掲げる関係課のうちから、その都度、関係者をもって構成するものとし、座長が召集する。

(庶務)

第6条 庁内検討チームの庶務は、地域振興部土地水資源課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討チームの運営その他必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

(別表)

長良川河口堰庁内検討チームの構成

関係課名	
地域振興部	土地水資源課
環境部	水地盤環境課
健康福祉部	生活衛生課
産業労働部	産業立地通商課
農林水産部	農業経営課
	水産課
	農地計画課
建設部	河川課
企業庁	水道計画課
	水道事業課